

○ 公正競争阻害性の基本的な考え方について

1 自由競争減殺

「自由競争減殺」とは、より具体的には、

- ・ 自由な競争の侵害（とは、）市場における自由な競争の侵害のおそれであり（中略）、例えば（中略）競争者等の取引機会を排除し、又は当該競争者等の競争機能を直接的に低下させる場合（をいう。）（独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報告 不公正な取引方法に関する基本的な考え方」（昭和 57 年 7 月 8 日）3 頁）
- ・ （例えば）新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成 3 年 7 月 11 日策定、公正取引委員会事務局）第 1 部 3(2)ア）。

2 競争手段の不公正さ

「競争手段の不公正さ（「能率競争侵害」とも呼ばれる。）の観点では、競争が価格・品質・サービスを中心として行われているかどうかの観点から見て、競争手段として不公正であることが問題となる。ただし、能率競争以外の競争を一切禁止するものではなく、能率競争を可能ならしめる秩序を侵害する行為から競争を保護することであるといつてよい。」（独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報告 不公正な取引方法に関する基本的な考え方」（昭和 57 年 7 月 8 日）3～4 頁）

3 自由競争基盤侵害

「優越的地位の濫用」とは、本文記載の状態をもたらす行為を指し、当該状態を通常「自由競争基盤侵害」と呼ぶ。

「自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがある。」（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成 22 年 11 月 30 日策定、公正取引委員会）（以下「優越ガイドライン」という。）第 1 の 1）

「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいう。したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない（優越ガイドライン第 3）。

以上